

豊川市監査公表第20号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成29年5月10日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	松 下 広 和

【別紙】

定例監査結果に基づく措置通知書（総務部財産管理課）

監査実施期間 平成28年 8月 8日から
平成28年11月 1日まで

豊川市監査公表第4号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 備品管理について、備品管理システムにより管理しているが、各部署の定例監査を実施する中において、備品表示票の貼付がないものや、現物とシステムの備品一覧が不整合なもの及びシステムの備品一覧の記録が不十分なものが見受けられたため、より一層、管理指導の徹底を図られたい。</p>	<p>1 平成27年2月12日付け豊管号外で「備品にかかる管理運用体制の統一化及び統一化に必要な作業を依頼しているところであるが、定例監査で指摘があったので、備品表示票の貼付、現物とシステムの備品一覧の突合及びシステムの備品一覧の記録の確認を徹底するため、4月と10月の公有財産現在高報告書を作成する時期に、再度、各部署に周知を図り、注意喚起を促す。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成29年4月11日現在のものである。